様式第4(第4条第4項第2号、第4条の2第3項第2号、第9条第1項第2号、第10条第2項、第60条の2第2号関係)

提供する電気通信役務

電気通信役務の種類		提供する役務
1　加入電話		
2　総合デジタル通信サービス(中継電話又は公衆電話であるもの及び国際総合デジタル通信サービスを除く。)		
3　中継電話(国際電話等であるものを除く。)		
4　国際電話等	国際電話	
	国際総合デジタル通信サービス	
5　公衆電話		
6　携帯電話	三・九―四世代移動通信システムを使用するもの	
	第五世代移動通信システムを使用するもの	
	三・九―四世代移動通信システム又は第五世代移動通信システムを使用するもの以外のもの	
7　PHS		
8　IP電話	当該IP電話の提供のために電気通信番号規則別表第1号又は第6号に掲げる電気通信番号を使用するもの	
	当該IP電話の提供のために電気通信番号規則別表第1号又は第6号に掲げる電気通信番号を使用するもの以外のもの	
9　ワイヤレス固定電話		
10　衛星移動通信サービス		
11　FMCサービス		
12　インターネット接続サービス		
13　FTTHアクセスサービス	共同住宅等内にVDSL設備その他の電気通信設備を用いるもの以外のもの	
	共同住宅等内にVDSL設備その他の電気通信設備を用いるもの	
14　DSLアクセスサービス		

15　FWAアクセスサービス		
16　CATVアクセスサービス		
17　携帯電話・PHSアクセスサービス		
18　三・九―四世代移動通信アクセスサービス		
19　第五世代移動通信アクセスサービス		
20　ローカル5Gサービス		
21　フレームリレーサービス		
22　ATM交換サービス		
23　公衆無線LANアクセスサービス		
24　ＢＷＡアクセスサービス	全国BWAアクセスサービス	
	地域BWAアクセスサービス	
	自営等BWAアクセスサービス	
25　IP―VPNサービス		
26　広域イーサネットサービス		
27　衛星アクセスサービス		
28　専用役務	国内電気通信役務であるもの	
	国際電気通信役務であるもの	
29　アンライセンスLPWAサービス		
30　上記1から29までに掲げる電気通信役務を利用した付加価値サービス		
31　インターネット関連サービス(IP電話を除く。)		
32　仮想移動電気通信サービス	携帯電話に係るもの	
	PHSに係るもの	
	ローカル5Gサービスに係るもの	
	BWAアクセスサービスに係るもの	
33　ドメイン名電気通信役務	第59条の3第1項第1号イに掲げるもの	
	第59条の3第1項第1号ロに掲げるもの	
	第59条の3第1項第2号に掲げるもの	
34　電報	受付及び配達の業務を行う場合	
	受付及び配達の業務を行わない場合	

35　上記1から34までに掲げる電気通信役務以外の電気通信役務	

注1　提供する電気通信役務の種類について、右の欄に「○」を記入すること。ただし、2、5及び8に該当する場合は、この限りでない。

2　再販の役務のみを提供する場合は、右の欄に「再販」と、卸電気通信役務のみを提供する場合は「卸」と記入すること。ただし、上記32に該当する場合は、この限りでない。

3　FMCサービスとは利用者からの随時の請求により特定される端末系伝送路設備を介して提供する電気通信役務を、フレームリレーサービスとはフレームリレー方式によりパケットを伝送交換するデータ伝送役務を、ATM交換サービスとはATM方式によりパケットを伝送交換するデータ伝送役務を、衛星アクセスサービスとは端末系伝送路設備として人工衛星を用いて提供されるものであつて、インターネットへの接続点までの間の通信を媒介する電気通信役務(主としてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介するものを含む。)をいう。

4　3に定めるもののほか、電気通信役務の種類の定義については、電気通信事業報告規則(以下「報告規則」という。)第1条第2項に定めるところによること。

5　FMCサービスを提供する場合は、FMCサービスを提供するために組み合わせる端末系伝送路設備に係る電気通信役務について、「FMCサービス」の右の欄に「電気通信役務の種類」の欄中の項番号(1、2、6、7、8又は32に限る。)により記入すること。

6　「電気通信役務の種類」の欄中の項番号(6、7、17、18、19又は24に限る。)に該当する仮想移動電気通信サービスについては、上記32のみに「○」をすること。

7　「インターネット関連サービス(IP電話を除く。)」又は「上記1から34までに掲げる電気通信役務以外の電気通信役務」を提供する場合には、参考として、「電子メールサービス」、「ホスティングサービス」、「IXサービス」、「無線呼出し」等具体的なサービス内容を併記すること。また、法第164条第1項第3号の指定を受けた者にあつては、当該指定に係る電気通信役務について、参考として、具体的なサービス内容を併記すること。

8　ドメイン名電気通信役務のうち、「第59条の3第1項第1号イに掲げるもの」又は「第59条の3第1項第1号ロに掲げるもの」を提供する場合は、当該ドメイン名電気通信役務に係るドメイン名の一部を記入すること。

9　電報の事業については、法附則第5条の規定及び電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律(平成15年法律第125号)による改正前の電気通信事業法の規定が適用されることに留意すること。

10　用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。